

令和 7 年度 第 2 回 福島地方最低賃金審議会 議 事 録

日 時：令和 7 年 7 月 1 5 日(火)
1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 0 0

場 所：福島第二地方合同庁舎 1 階会議室

出席者：(公)熊沢、竹田、橋本、元井、森谷

(労)塩澤、高橋、田崎、只野、松本

(使)安達、大内、金子、佐藤、鈴木

1 開 会

(室 長) 定刻になりましたので、これより令和 7 年度第 2 回福島地方最低賃金審議会を開会いたします。本日は、御多忙のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

2 定足数の確認

(会 長) 事務局は、定足数の確認をお願いいたします。

(補 佐) 本日は、委員の方、全員御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定により、本審議会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

3 議 事

(会 長) それでは、これより議事に入ります。

本日予定している議事について、事務局から説明をお願いします。

(室 長) 本日予定しております議事は、

- (1) 福島県最低賃金改正決定の諮問について
- (2) 最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用について
- (3) 参考人の意見聴取の実施について
- (4) 配付資料の説明について

以上の 4 点です。よろしくお願いいたします。

(1) 福島県最低賃金改正決定の諮問について

(会 長) では最初に、(1)福島県最低賃金改正決定の諮問について、事務局から説明をお願いします。

(室 長) 初めに、岡田労働局長から熊沢会長に対しまして、「福島県最低賃金の改正決定に関する諮問」を行わせていただきます。

局長、会長はバックスクリーンの前に移動願います。

報道機関の皆様は、諮問の撮影を行っていただいて結構ですので、撮影のできる場所への移動を許可します。

(局 長) 【 諮問文を読み上げる 】

【局長から会長へ諮問文を手交】

(室 長) 局長、会長はお戻りください。

【諮問文の写しを各委員へ配付】

(室 長) 報道機関の皆様も撮影を止め、所定の席へお戻りいただき、ここから先の審議については、録画、撮影、録音等はお控えください。また、これをもって退席される方は、退席してください。

諮問についてご説明させていただきます。

最低賃金法第 1 2 条では、地域別最低賃金の改正について、労働局長は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、同法第 1 0 条における地方最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、その改正の決定をしなければならないとされています。

現行の福島県最低賃金は令和 6 年 1 0 月 5 日に改正し、約 9 か月余りが経過しました。本年度においても県内における労働者の生計費、賃金及び通常の事業の賃金支払能力、これらの状況を総合的に勘案し、最低賃金の改正決定の必要性があるとの判断に至り、本審議会に調査審議をお願いする次第です。

7 月 1 1 日に第 7 0 回中央最低賃金審議会が開催され、目安に関する調査審議の諮問が行われております。その中央最低賃金審議会における諮問文に、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2 0 2 5 年改訂版及び経済財政運営と改革の基本方針 2 0 2 5 に配意した、貴会の調査審議を求める。」と記載されております。

この諮問文に記載されているこれらの資料につきましては、お手元の別

冊資料の「第70回中央最低賃金審議会資料」に最低賃金に関連する部分を抜粋して添付してあります。

下方中央のページ数で説明しますが、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」では、最低賃金について、6ページに「2029年度までの5年間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノムルとして我が国に定着させる。」と記載されております。

29ページには「5. 最低賃金の引上げ」として、「適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で最大限の取組を5年間で集中的に実施する。」「政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に定める、地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&Aに関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。」

30ページには、「「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」には、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等が定められている。国は、計画を踏まえ、都道府県・市町村が地域の状況に応じ、きめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しする。その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金における重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県のような取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引き上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。」

「地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取り組みや各都道

府県の賃上げ環境も踏まえ、法定３要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。」

「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。」と記載されています。

「経済財政運営と改革の基本方針２０２５」においても３４ページに「第２章 賃上げを起点とした成長型経済の実現」「１．物価上昇を上回る賃上げの普及・定着～賃上げ支援の政策総動員～」として「（１）中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画の実行」が記載されております。

当審議会においても、中央最低賃金審議会の方向性をもって審議される目安額や地域の実情などを勘案して審議していただきたいという趣旨で、今回の諮問文に中央最低賃金審議会と同じ内容の文言を入れさせていただきました。

事務局といたしましては、本審議会の運営が円滑に進められますよう最大限努力する所存であり、最低賃金の審議に必要となるデータを収集し審議の場に提供して、円滑な審議の運営に努めて参りたいと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

（会長） ありがとうございました。

（２）最低賃金審議会令第６条第５項の適用について

（会長） 次に、（２）最低賃金審議会令第６条第５項の適用についてお諮りいたします。事務局より説明をお願いします。

（室長） 最低賃金審議会令第６条第５項には、「審議会は、あらかじめ、その議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と定められており、専門部会で全会一致の結論となった場合は、それをもって審議会の決議とすることができるとするものです。

当審議会においては、かねてより本審議会の専門部会で全会一致の結論となった場合でも、審議会令第６条第５項は適用せず審議会を開催し議決する取扱いとしております。

（会長） 事務局より説明があったとおり、審議会の専門部会で全会一致の結論となった場合でも、最低賃金審議会令第６条第５項は適用しない取扱いとしてよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(会 長) それでは、専門部会で全会一致の結論となった場合でも、最低賃金審議会令第6条第5項は適用せず、審議会を開催し議決する取扱いといたします。

(3) 参考人の意見聴取の実施について

(会 長) 続きまして、(3) 参考人の意見聴取の実施についてお諮りいたします。
事務局より説明・提案をお願いします。

(室 長) 最低賃金法第25条第5項に、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又は改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令に定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」と規定されております。

この規定を受け、同法施行規則第11条第1項に基づき、労働局長は、遅滞なく、最低賃金審議会が最低賃金法第25条第5項の規定により、当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨、並びに意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示することとなります。

また、同法施行規則第11条第2項に、「最低賃金審議会は、前項の意見書によるほか、当該意見書を提出した者その他の関係労働者及び関係使用者のうち適当と認める者をその会議に出席させる等により、関係労働者及び関係使用者の意見をきくものとする」と規定されています。

当審議会においては、例年、施行規則第11条第2項に基づく参考人意見聴取を実施しており、意見聴取につきましては専門部会において、労働者側2名、使用者側1名の計3名から意見を聴取してきたところです。

今年度につきましても、第2回専門部会で労働者側2名、使用者側1名から意見聴取を実施することを提案させていただきます。

(会 長) 参考人の意見聴取について、事務局より説明・提案がありましたが、この内容で実施することとしてよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(会 長) それでは第2回専門部会において、労働者側2名、使用者側1名から意見を聴取することにいたします。

参考人意見聴取に関する事務については、事務局でその準備をお願いします。

(室 長) 承知いたしました。

(4) 配付資料の説明について

(会 長) 次に、本日配付されている資料について、事務局から説明をお願いします。

(室 長) それでは、配布資料につきまして御説明いたします。

まず、第1回本審の際、配布しました資料の6ページ「令和6年度 特定最低賃金専門部会開催状況一覧」につきまして、1か所誤りがございました。5ページ・6ページの資料を机上に置かせていただきましたので、差し替えをお願いします。当初配布しました資料につきましては、審議会終了後、そのまま机上に置いてお帰りください。

それでは、本日の配付資料につきましては、会議資料目次にある資料を配付させていただいております。黄色のフラットファイルの別冊となっているものが、中央最低賃金審議会資料となっています。

まずは、別冊ではない方の資料から説明いたします。いずれも下方中央のページ数で説明申し上げます。

まず春闘関係になりますが、28ページは、連合、日本経団連が発表している2025年春闘妥結状況(全国)の速報値をまとめたものです。取りまとめ時点で日本経団連については、年間一時金は未発表となっております。賃金の2段目、連合発表の中小共闘参加組合300人未満の7月3日公表の加重平均、回答妥結状況は、3,677組合、引上げ率4.65%、12,361円となっています。

続きまして要請・意見書になりますが、33～38ページは、6月16日付けで福島県弁護士会から提出がありました「最低賃金の大幅な引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」の写しです。

39～40ページは、7月11日現在の福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書の提出者一覧です。第1回本審の後、福島県議会、田村市議会及び小野町議会から提出されています。41～42ページが福島県議会の意見書の写しになります。

続いて、3 福島県最低賃金決定状況の推移、43 ページは、福島県最低賃金決定状況の推移となっております。グラフは過去 10 年間のものです。

次に、生計費に関する資料です。44 ページは、労働行政研究所が作成した「2025 年版 賃金決定のための物価と生計費資料」にある「標準生計費の推移」です。

45 ページは「費用別・世帯人員別標準生計費」です。福島市における生計費は、令和 6 年 4 月では、1 人世帯で 112,670 円、4 人世帯では 205,190 円となっています。

46～47 ページは、全国と福島市の「令和 2 年基準消費者物価指数時系列リスト」になっています。令和 2 年を 100 とした時の令和 6 年平均の消費者物価指数は、全国については 108.5、福島市については 108.4 となっています。また、令和 7 年 5 月の消費者物価指数は、全国については 111.8、福島市については 111.6 となっています。

48 ページからは、賃金データに関する資料です。

48 ページは、毎月勤労統計調査からみる福島県の賃金（毎月勤労統計調査結果速報からの抜粋）です。事業所規模 5 人以上の令和 6 年平均の所定内給与は、238,470 円で、対前年比プラス 2.5%となっています。

49 ページは、毎月勤労統計調査結果速報データとその結果を基に試算した所定内給与の「時間額」となっています。県内の事業所規模 5 人以上の事業所における一般労働者一人あたりの所定内給与は、令和 6 年平均で 286,165 円、時間額は 1,898 円となっています。また、パートタイム労働者一人あたりの所定内給与は、令和 6 年平均で 101,031 円、時間額は 1,189 円となっています。

50 ページは、「賃金構造基本統計調査」の調査結果のうち、福島県における「決まって支給する現金給与額」及び「所定内給与額」の推移です。表 2 の企業規模 5 人～9 人の事業所における一月当たりの所定内給与額は、令和 6 年で男子が 264,900 円、女子は 220,500 円となっています。

次に経済指標に関する資料となります。

51 ページからは、日本銀行が 4 月 7 日に発表した「地域経済報告」（さくらレポート）です。東北地域の金融経済概況の全体感等は、52～55 ペ

ージに記載のとおりとなっています。

56～62ページは、日本銀行福島支店が6月18日に発表した福島県金融経済概況です。概要は、56ページに記載のとおりとなっています。

63～96ページは、福島県企画調整部統計課が6月30日に発表した「最近の県経済動向(マクロでみる経済の動き)」です。総合判断等は、64ページに記載のとおりとなっています。

97～115ページは、福島県企画調整部統計課が6月30日に発表した「福島県鉱工業指数月報」(令和7年4月分速報)です。

次に、116ページからは、雇用・失業情勢についての資料です。

116ページは、平成25年度から令和6年度までの福島県の有効求人数、有効求職者数、有効求人倍率の推移のグラフです。福島県の有効求人倍率(原数値)は、平成26年度以降令和元年度までは、1.4倍以上が続いており、その後2年間は少し低下し、令和4年度は再び1.4倍まで回復しましたが、令和5年度に1.4倍を下回り、令和6年度は1.26倍となっています。

117ページは、令和4年5月から本年5月までの福島県の有効求人数、有効求職者数、有効求人倍率の月次の推移のグラフです。

次に黄色のフラットファイルの別冊、中央の情勢に関する資料です。

資料毎にいろいろな位置にページ数が付されていますが、通しのページ数を下方中央に付しましたので、そちらのページ数で御説明いたします。

第70回中央最低賃金審議会資料と第1回目安に関する小委員会資料となります。

「第70回中央最低賃金審議会」については、6種類の資料が配付されています。先ほどの諮問説明の際に触れさせていただきましたので、説明は割愛させていただきます。

「第1回目安に関する小委員会」については、5種類の資料が配付されています。

資料№1は、「主要統計資料」となります。この中には、「全国統計資料編」、「都道府県統計資料編」、「業務統計資料編」がございます。

41ページからの全国統計資料編には、1 主要指標の推移、2 有効求人倍率・完全失業率の推移、3 賃金・労働時間の推移、4 春季賃上げ

妥結状況、5 夏期賞与・一時金妥結状況、6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移(全国・ランク別・暦年・月)、7 1月あたりの消費支出額の推移(暦年)、8 地域別最低賃金額(時間額)・未満率及び影響率の推移、9 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率、10 地域別最低賃金と賃金水準との関係、11 企業の業況判断及び収益、12 労働生産性などの資料があります。

都道府県統計資料編には、78ページが各種関連指標としてランク別・都道府県別の1人当たり県民所得、標準生計費、新規学卒者の所定内給与額となっています。Bランク、福島県の1人当たり県民所得は令和3年度で、2,921,000円、東京を100とした時の指数50.7、全国順位は第25位となっています。また、標準生計費月額(令和6年4月)は、4人世帯で205,190円、東京を100とした時の指数77.2、全国順位は第30位となっています。

79ページが有効求人倍率の推移、80ページが失業率の推移、81ページから賃金・労働時間の実情と推移、85ページから消費者物価指数等の推移、90ページから労働者数等の推移となっています。

業務統計資料のうち、94ページは、全国の令和6年度の地域別最低賃金の審議・決定状況です。資料下部備考に記載のとおり、全国加重平均の時間額は1,055円です。

95ページは、平成27年度から令和6年度の都道府県別の目安と改定額との関係の推移です。

96ページは、平成27年度から令和6年度の効力発生年月日の推移です。

97ページは、全国・ランク別の加重平均額と引上げ率の推移です。

98ページは、最高額と最低額及び格差の推移です。令和6年度の最高額は東京の1,163円に対して、最低額は秋田の951円で、その差は212円(格差81.8)となっています。

99ページは、平成27年度から令和6年度の地域別最低賃金引上げ率の推移です。

100ページは、平成27年から令和7年の全国における最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の推移です。

１０１ページは、最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の業種別の法違反の全国状況です。

１３４ページからは、「足下の経済状況等に関する補足資料」です。

１３５ページは、２０２５年１月～６月にかかる内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断です。

１３６ページは、連合の春季賃上げ妥結状況の集計結果をもとに本省が作成した賃上げ率の推移の資料となっております。

１３７ページには、経団連の春季労使交渉、大手企業・中小企業の回答状況をもとに本省が作成した月例賃金引上げ（アップ率）の推移の資料となっております。

１３８ページは、雇用人員判断Ｄ・Ｉの推移です。

１３９ページは、フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較です。

１４０～１４３ページまでは、地域別（ランク別）の状況についての各種資料となっております。

１４４～１４９ページまでは、産業別の状況についての各種資料となっております。

１５０～１５８ページまでは、消費者物価についての各種資料となっております。

１５９～１６３ページまでは、倒産の動向資料となっています。

１６４から１７６ページは、令和６年度全国加重平均５１円引上げ後の状況に関する資料です。

１７７～２１７ページまでは、中小企業への支援・経済対策・エネルギー価格対策等についての資料となっております。

２２０ページからは、参考資料としまして、最低賃金に関する調査研究として労働政策研究・研修機構、「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」（２０２４年）の概要、もうひとつが、株式会社ナビットがとりまとめました、「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」（２０２５年）の概要の資料となっております。

配付資料の説明は以上です。

（会長） 只今の説明で、御質問等ございましたらお願いします。

(佐藤委員) 只今説明していただいた資料の中でひっかかるところがありまして、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改定版」の中で、目安制度自体、何のためにあるのかということを考えなくてはいけないと思うのですが、真ん中ほどに、中央最低賃金審議会での目安を超える最低賃金の引き上げが行われた場合にはということで、いろいろ書かれております。目安ですので、あくまでも審議会において、上積みをはかることも下回ることも、本来であれば議論出来なければいけないのですが、下回る議論は、どのような経済環境・経営環境でもなかなかさせてもらえない。常に上積みの議論であり、今回このような形で初めて国の方針が示されましたが、目安金額を上回るよう促されているようで、なかなか理解できるものではありません。

(会長) ありがとうございます。事務局から何かございますか。

(室長) 今の段階では、このことに関してはお答え出来かねます。

(基準部長) 御意見として伺いいたします。よろしくお願いします。

(会長) ありがとうございます。このようなことでよろしいでしょうか。

(佐藤委員) 結構です。

(会長) 他に御意見・御質問ございますでしょうか。

(なし)

(会長) 本日予定しております議事は以上になります。

4 その他

(会長) 4のその他としまして、事務局から説明をお願いします。

(室長) 第1回本審におきまして、「福島地方最低賃金審議会・福島県最低賃金専門部会等を御審議いただく可能性のある日」につきまして、事務局から日程確保のお願いということでお示しさせていただいておりました。

7月11日に中賃の諮問が行われ、同日に開催されました第1回目安小委員会におきまして予定が示されております。別冊資料の218ページのとおり、第2回小委員会は7月22日、第3回は7月24日、第4回は7月29日となっております。その後の予定につきましては、まだ決まっていない状況となっております。

目安小委員会につきましては、過去の状況をみてみますと、すべて第5

回まで開催しておりました。そのため、今年度も第５回まで開催する可能性が高く、さらに第６回も開催される可能性もあるのではないかと考えられます。

前回の第１回本審において、委員のみなさまには、７月２２日以降の日程の確保のみをお願いしておりましたが、福島県地域別最低賃金審議会の日程につきましては、机上に配布しております「令和７年度 福島地方最低賃金審議会・福島県最低賃金専門部会等審議日程（案）」のとおり、まずは、８月８日までの日程を確定させていただければありがたいと思います。まず、審議を少しでも早く進めるため、目安伝達の本審の前に、第２回専門部会を７月３１日１３時３０分から実施し、参考人意見聴取を行わせていただくこととし、参考人意見聴取に関する公示は本日用意させていただきます。公示から短期間での手続きになりますが、御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

その後の日程につきましては、このような目安小委員会の日程が見えない状況ではございますが、８月４日１１時３０分から第３回の本審を開催し、目安の伝達などを行ったあと、同日１４時３０分から専門部会、また、８月８日にも専門部会を開催させていただきたいと思います。

なお、この８月８日までの日程につきましては、中賃の答申日により変更される可能性があります。変更などありましたら御連絡をさせていただくこととします。また、８月８日以降の日程につきましても、当審議会での議論の状況により御提案させていただきたいと思います。そのため、８月８日以降の審議可能な日につきましては、その確保をお願いしているところですが、今しばらく確保していただきますよう、よろしくお願いいたします。

併せて、日程の確保をお願いしておりました日のうち、９月１６日につきましては委員から都合が悪い旨の御連絡をいただいておりますので、「審議いただく可能性のある日」からは削除させていただきます。

（会長） 事務局から審議日程に関する説明がありましたが、御質問等ございませんか。

（塩澤委員） 労働側委員の塩澤です。今ほど、事務局から審議日程をいただきましたが、この状況でいくと、例えば８月８日の第４回の専門部会を踏まえて、８月２１日に本審という予定になっておりますが、仮に、８月２１日に福島

県最低賃金の一定程度の金額審議が終えたとすれば、福島県の発効日は大体どのくらいの日程になるのか、参考までに教えていただければありがたいと思います。

（室 長） 8月21日で答申となった場合は、10月18日になります。

（塩澤委員） わかりました。ありがとうございます。

（会 長） 他にいかがでしょうか。

（高橋委員） 労働側の高橋です。先ほどの発効日に関しては、以前ですと、いつ結審すればいつになるという表をいただいていたので、今年も御用意いただきたいと思います。要望させていただきます。

（室 長） わかりました。

（会 長） 答申日と発効日の一覧について、よろしくお願いします。
他にございませんか。

（佐藤委員） 今年度の審議会の日程については、御配慮いただいてこのような日程にさせていただきましたが、確かに、発効日が10月1日からだいぶ遅れて10月18日になります。昨年度の各県47都道府県の中でCランクの各県の最賃金額、結審状況等から、今年度については、福島県の立ち位置の観点からも、最終的な金額についてある程度の時間をかけながら決めていく必要があると思っております。昨年秋田県が一番低い金額で結審しました。福島県について色々なデータで見えていくと大体30位から40位の中で行ったり来たりということで、出来れば20位、15位あたりであれば良いのですが、その辺のところを重要視して金額を決めていかないと、福島県が最下位になるという厳しい状況下にあると思っております。新卒の求人等について考えてもイメージが悪くなりますので、発効日については、遅くなることもやむを得ないと思っております。労側と公益の先生方には御配慮いただければと思います。本来であれば、遅くなることなく、出来るだけ早く決めたいのですが、去年の全国の結審状況を見ると、福島県として早めに決めることは出来ないと思っておりますので、発効日は遅くなると思いますが、御配慮いただければと思います。

（塩澤委員） 労働側としても、金額審議については、経済状況や取り巻く環境を踏まえて議論できればと思っております。

決して、日程ありきということではないと思っておりますので、しっかりと県

内の諸事情を踏まえて、労使で審議できればと思います。貴重な御意見ありがとうございます。労側としてもしっかりと考えていきたいと思っています。

(会長) ありがとうございます。その点で共通認識を持っていただけたので大変ありがたいと思います。他県状況を見ながら、必ずしも発効日にこだわらず、十分に議論を尽くしたいと思っております。

日程について他に御質問等ございますでしょうか。

(塩澤委員) 全体日程という観点で意見をさせていただきたいと思っています。

今ほど、全体的な日程が示されておりますが、その中には主な審議内容なども記載いただいております。我々労働側としても記載内容を踏まえながら慎重に審議入りをしていきたいと思っています。その中で、特定最低賃金の改正に向けた諮問などの日程も記載されております。今後の運営も含めて、事務局に調査を要望したいと思っています。産業別最低賃金における必要性審議については、これまで労働側としては、当該産業における労使イニシアティブの視点から、例えば、昨年もお伝えしましたが、専門部会方式を実施している他県がございます。したがって、こういった他県の審議の運営の仕方、審議状況などを、事務局で一旦整理をいただけると非常に参考になるのではないかと考えております。

今年度、こういった運営の仕方や方法なども整理いただきながら議論できないかと思っておりますので、我々労働側としての意見としてお伝えさせていただきます。以上です。

(会長) 塩澤委員から、労働局の特賃審議に関しまして、審議会運営方法を確認したいとの発言がありました。

福島では本審で必要性審議を行っておりますが、それ以外の方法で審議しているのか確認するということによろしいでしょうか。

事務局から回答をお願いします。

(室長) 特賃改正の必要性審議を本審以外で実施している他局の状況ということで、46都道府県労働局に電話確認等をさせていただき、次回の本審にその状況を報告させていただきます。

(塩澤委員) 承知いたしました。

(会長) 他に何かございますか。

5 閉 会

（会 長） 何もないようですので、以上をもちまして、本日の審議会を閉会といたします。